

アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会（以下「当協会」という。）内に設置されたアスリート委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 この委員会は、次の事項を審議し、社員総会の承認を得てこれを処理する。

- (1) アンチドーピングの教育や啓発に関する事項。
- (2) 競技環境の改善や整備に関する事項。
- (3) 選手のコンプライアンス遵守に関する事項。
- (4) 本協会主催事業の運営協力に関する事項。
- (5) デフ競技全般の社会的価値向上に寄与する事項。
- (6) その他選手に関連する事項。

(委員)

第3条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 2名

第4条 委員長は理事の中から選出し、社員総会の承認を経て代表理事により委嘱する。委員は、委員長が強化指定選手内から選出する。

(委員会)

第5条 アスリート委員会が行う会議は、委員長、委員全員の出席を持って成立とし、委員長がその議長の任を行うものとする。

2 委員会会議の議決は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 委員会の決定事項は役員会に報告し承認を得るものとする。

(委員長の職務)

第6条 委員長はこの委員会を代表し、この会の事業を統括する。

2 委員は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその事業を代行する。

(規程の変更)

第7条 この規程は委員会の議決によって変更する事が出来る。ただし、変更した場合は社員総会で報告しなければならない。

付則

この規程は、2022年4月1日より施行する。